

改正

平成26年12月16日条例第41号

善通寺市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する介護保険事業計画について、多様な意見を反映させるとともに、知見の活用を図るため、善通寺市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、前条に規定する計画の策定に関する事項を審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、福祉又は保健に関係する法人その他の団体に属する者
- (3) 介護保険法第9条に規定する被保険者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢者課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

2 善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和40年善通寺市条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成26年12月16日条例第41号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。